

# ドイツ会計指令法上の選択権の成因

—EU 会計指令との関連を中心として—

奥 山 茂

## 目 次

1. 問題の所在
2. EU 会計指令における選択権
3. ドイツにおいて国内法化された選択権  
—EU 会計指令からの継受—
4. ドイツ会計指令法に固有の選択権
5. 結びに代えて

## 1. 問題の所在

ドイツ商法典における選択権 (die Wahlrechte) に関連する最も典型的な規定として、第 275 条を挙げてもあながち的外れではあるまい。そこでは、「損益計算書が総原価法または売上原価法によって報告式にて作成されなければならない」ことが要請されているのである。このような選択権に着目して、ドイツ商法の会計規定を概観してみると、実に様々な選択権が許容されていることがわかる。そして、これと同時に一つの疑問も浮かぶことになる。すなわち、何故様々な選択権が認められているのかという極めて素朴な疑問である。このことは、年次決算書の作成に関連する重要な原則<sup>1)</sup>の一つとみなされている「比較可能性の原則」に照らして考えてみれば、より一層明確になる。つまり、「比較可能性の原則」には確かに「継続性の原則」といういわば足枷が用意されているとはいえ、選択権が広範囲に許容されていればいるほど、それだけ年次決算書の多様な作成可能性の余地が生じ、年次決算書の作成が多様になればなるほどそれだけ比較可能性は阻害されることになり、かろうじて同一企業においての時系列な比較可能性が保証されているに過ぎないということ、しかも相当の理由がある場合には継

続性が遮断されることもあるとすれば、この比較可能性さえ十分に保証されているわけではないということは、容易に推察され得るであろう。

このように「比較可能性の原則」にとってはむしろ相容れない性質を有するとみなされる選択権の存在は、従来の議論においても既に指摘されているように、年次決算の揺らぎ、恣意性の介入あるいは秘密積立金などの原因となっている。つまり、選択権を含む法規定に則っている限り、必ずしも同一の年次決算書が作成されるとは限らない。それよりもむしろ、選択権の行使・不行使によって多様な結果がもたらされることになるといえる。それにもかかわらず、ドイツ商法において広範な選択権が許容されているとすれば、それ相応の理由があると考えねばなるまい。まして、最近のドイツ企業会計の動向あるいは商法会計の改正状況を考慮すれば、現実の企業会計にあっては国際資本市場への進出、商法会計にあっては国際会計基準との調和化など、いずれも「比較可能性の原則」が重視される傾向が強まることはあっても弱まることはないと考えられるような状況下にあるといえる。それでもなお、依然として選択権が許容され、これが行使されることによって年次決算書が作成されているとすれば、立法者側にはもちろんこのような選択権を是とする明確な意図がなければならぬし、これを行使する企業側にもこの権利をネガティブに受け入れるのではなく如何に上手く積極的に活用すべきかという判断にあたって何らかの意思決定がおこなわれている筈である。

とすれば、本来はこのような視点からの研究が必要となるのであるが、この問題に着手する段になって、実は選択権そのものが漠然としており、

その範囲も必ずしも明確になっているわけではなく、況や統一的な理解が得られているわけでもないことが明らかとなったのである<sup>2</sup>。そこで、ここでは先ず以ってドイツ商法上の会計規定における選択権それ自体についての疑問の解明を優先させて、同商法の大改正のきっかけとなったEU会計指令<sup>3</sup>にも遡及して、そこでの選択権の種類・意味を明らかにするとともに、これをドイツにて国内法化することによって制定された会計指令法(Das Bilanzrichtlinien-Gesetz<sup>4</sup>)における選択権の種類・意味を個々の条項ごとに検討することによって、ドイツ会計指令法における選択権の全体像を明らかにすることが課題となる。その際、当然のことながら個別決算における選択権および連結決算における選択権のそれぞれについての検討が必要であるが、両者をここで取り上げるには紙幅の都合上困難であるので、論点を明確にするためにも、ここでは考察の対象を個別決算における選択権に限定しておくことにする。したがって、ここでの課題は、会計指令法の主要かつ中心的な要素である商法規定との関連において企業の個別決算に関わる選択権の種類を明らかにすること、端的には選択権の分類(そのためには分類基準が不可欠)と、個々の選択権の由来、つまりEU会計指令からの継受によるものかドイツ商法に固有のものか、更には改正に際して採り入れられたのかそれ以前の規定に既に組み込まれていたのか、ということの解明することによって生じ、その全体像はいかなるものであろうか。

## 2. EU 会計指令における選択権

周知の如く、EU 会社法指令の中で企業会計に関連するものはいくつかあるが、ここでの分析・検討の対象は、特にEU 会計指令第4号(以下EU 会計指令という)でなければならない。何故ならば、EU 会計指令は個別企業の年次決算書の作成についての規定を含んでいるので、個別の年次決算書の作成に関するEU レベルでの選択権の考

え方を考察するための手掛かりは、この指令を措いて他には無いからである。したがって、ここではEU 会計指令の個々の条項を詳細に分析・検討することを通じて、そこに規定されている選択権を洩れなく抽出することが必要であるといえる。

その際に、我々はヴェーバー・ブラウン(Weber-Braun, Elke)の分析方法が非常に重要な示唆を与えてくれることを看過してはならない。彼は、EU 会計指令において三種類の選択権を見出している<sup>5</sup>のであるが、その識別の基準として条項の文言に見られる表現上の相違に着目しているのである。すなわち、「加盟国は……できる」という文言によって表現されているか、「加盟国は、……を許可することができる、あるいは……と定めることができる」という文言によって表現されているか、あるいは「加盟国は、……を許可することができる」という文言によって表現されているかという違いが彼にあっては分類基準となっているのである<sup>6</sup>。尤も、前者は加盟国選択権(Mitgliedstaaten-Wahlrechte)と呼ばれる選択権の分類基準であり、後二者は共に派生的な企業選択権(abgeleitete Unternehmens-Wahlrechte)と呼ばれる選択権の分類基準であるので、本来の企業選択権(originäre Unternehmens-Wahlrechte)と呼ばれる第三の選択権を識別する基準となる条項中の表現は明示されていない。しかも、彼は、それぞれの分類基準に対する例示として具体的な条項を二つづつ挙げているものの、それがすべてを網羅していないことは、彼のいう「例えば」という表現からも明らかであろう。とすれば、EU 会計指令におけるすべての条項について、文言上の表現の共通性・相違性を手掛かりとして選択権に関わると思われる規定を峻別することが必要となる。このような分析手法は、ヴェーバー・ブラウンの手法に倣ってはいるものの、その域にとどまっているものではないことはいうまでもない。

そこで、まず「加盟国は……できる」という表現を手掛かりとしてEU 会計指令の各条項の表現・内容を分析・検討してみれば、彼のいう加盟国選択権に該当すると考えられる選択権を規定す

る条項が数多く存在していることが明らかとなる。これをまとめたものが表1である。

次に、「加盟国は、……を許可するか、あるいは……と定めることができる」という表現と「加盟国は、……を許可することができる」という表現とを手掛かりとしてEU会計指令の各条項の表現・内容を分析・検討してみれば、彼のいう派生的企業選択権に該当すると考えられる選択権を規定する条項もまた数多く存在していることが明らかとなる。これをまとめたものが表2である。

最後に、本来の企業選択権を識別するための表現上の手掛かりを得るために、彼の例示している条項を分析してみると、「貸借対照表または附属明細書に記載……」あるいは「……限り、……できる」という表現が用いられていることがわかる。そこで、これらの表現を一応の手掛かりとしてEU会計指令の各条項の表現・内容を分析・検討してみれば、彼のいう本来の企業選択権に該当すると考えられる選択権を規定する条項が他にも存在していることが明らかとなる。これをまとめたものが表3である。

かくして、EU会計指令の各条項の表現・内容を分析・検討した結果、文言上の表現の共通性・相違性を基準にして分類すれば、表1から表3のようにまとめることができた。これらの表から、各選択権を含意する条項の基本的表現、つまり条項における表現の基本型には以下の型があることがわかる。

まず第一に、加盟国選択権を含意する表現については、ヴェーバー・ブラウンのいう「加盟国は……できる」という代表的表現のみならず、この受動表現である「加盟国によって……され得る」あるいはその類似表現とみられる「国内法は……できる」、更には「各加盟国の法規定が……を定めていない限り、……」あるいは「各加盟国の法規定が……を定めている限り、……」、また「各加盟国の法規定が……認めている限り……」、「加盟国は……または……を定める」、そして「加盟国は、……以内を定める」という6つの表現の存在も新たに判明したといえる。新たに見出された表現のうちの「各加盟国の法規定が……を定めて

いない限り、……」という表現の場合には、加盟国の国内法規定に定められていない時には本指令に従うことが要請されており、文意から、もし定められている時にはその国内法の規定に従うことが要請されていると解釈され得るので、選択の余地は加盟国による国内法の規定化の可否にあるに過ぎない。故に、このような表現を含む条項における選択権も加盟国選択権に属しているといえる。また、新たに見出された表現のうちの「各加盟国の法規定が……を定めている限り、……」という表現の場合には、加盟国の国内法規定が定められている時にはその国内法の規定に従うことが要請されており、文意から、もし定められていない時には本指令に従うことが要請されていると解釈され得るので、ここでも選択の余地は加盟国による国内法の規定化の可否にあるに過ぎない。故に、このような表現を含む条項における選択権もまた、加盟国選択権に属しているといえる。また、新たに見出された表現のうちの「各加盟国の法規定が……認めている限り……」という表現は、加盟国の国内法規定が特例的措置を認めている時にはその国内法の規定に従うことが容認されており、文意から、もしそれを認めていない時にはそのような特例的措置は認められないと解釈され得るので、選択の余地は加盟国による国内法の規定化の可否にのみあるといえる。それゆえに、このような表現を含む条項における選択権は、加盟国選択権に属していると考えられるのである。

その他の表現は、明らかに加盟国に選択の余地があることを意味しているといえる。これらの表現は、ある会計方法等の実施あるいは規定化の可否についての判断を加盟国にすべて委ねており、「EU会計指令の国内法への転換に際して、この指令に含まれている選択権の行使を加盟国に認めるものであり、加盟国がこれを行行使した後は企業には何らの裁量の余地も残っていない」選択権を意味している。

第二に、派生的企業選択権を含意する表現については、彼のいう「加盟国は、……を認めるか、あるいは……と定めることができる」という表現と「加盟国は、……を認めることができる」とい

表1. 第4号指令における加盟国選択権に関する条項とその内容

条 項	規 定 内 容	選択権の内容	特徴的表現	種類
第1条第2項	適用範囲	金融機関・保険会社への適用	加盟国は…できる	1
第2条第5項第3文	年次決算書の作成	例外的場合の適用除外	加盟国は…できる	2
第4条第1項第4文	表示方法	項目の細区分・追加	加盟国は…できる	2
第2項第2文	〃	特定企業の項目調整	加盟国によって…され得る	2
第3項	〃	科目統合	加盟国によって…され得る	2
第4項第2文	〃	前事業年度の数値の調整	加盟国は…できる	2
第5条第1項	投資会社および資本参加会社の年次決算書の様式	特別の様式	加盟国は…できる	5
第8条	貸借対照表の様式	勘定式／報告式	加盟国は…または…を定める	a
第9条 借方A	勘定式の貸借対照表・資産の部・引受済未払込資本	負債の部への記載（国内法）	国内法が定めていない限り	3
CI1	勘定式の貸借対照表・資産の部・無形固定資産	研究開発費の借方計上	国内法が…認めている限り	3
III7	〃 〃 自己株式	自己株式／自己持分の借方計上	国内法が…認めている限り	3
DI5	〃 〃 払込催告済みの未払込資本	A項目記載（国内法）	国内法が定めていない限り	3
DI6	項目 〃 〃 計算区分	E項目記載（国内法）	国内法が定めていない限り	3
DIII2	〃 〃 〃 自己株式	自己株式／自己持分の借方計上	国内法が…認めている限り	3
E	目 〃 〃 計算区分項	DI6項目記載（国内法）	国内法が定めていない限り	3
F	〃 〃 〃 年次損益	貸方AVI項目記載（国内法）	国内法が定めていない限り	3
貸方AI	勘定式の貸借対照表・負債・資本の部・引受済資本	払込催告資本の記載（国内法）	国内法が定めていない限り	3
AV1	〃 〃 〃 法定準備金	法定準備金の貸方計上	国内法が…定めている限り	3
IV2	備金 〃 〃 〃 自己株式準	自己株式／自己持分準備金の借方計上	国内法が…定めている限り	3
VI	〃 〃 〃 年次損益	借方F項目／貸方E項目記載（国内法）	国内法が定めていない限り	3
C9	〃 〃 〃 前受金	貸方D項目記載（国内法）	国内法が定めていない限り	3
D	〃 〃 〃 〃	貸方C9項目記載（国内法）	国内法が定めていない限り	3
E	〃 〃 〃 〃 年次損益	貸方A6項目記載（国内法）	国内法が定めていない限り	3
第10条 A	報告式の貸借対照表・引受済未払込資本	項目L記載（国内法）	国内法が定めていない限り	3
I9	〃 〃 〃	K項目記載（国内法）	国内法が定めていない限り	3
K	〃 〃 〃	F9項目／I9項目記載（国内法）	国内法が定めていない限り	3
L1	〃 〃 〃 引受済資本	払込催告資本の記載（国内法）	国内法が定めていない限り	3

LV1	〃	法定準備金	法定準備金の貸方計上	国内法が…定めている限り	3
IV2	〃	自己株式準備金	自己株式 自己持分準備金の借方計上	国内法が…定めている限り	3
第11条		簡易貸借対照表	規模基準による総括記載	加盟国は…できる	4
第17条第2文		資本参加の意味	20% 以内の基準比率	加盟国が…以内を定める	a
第18条第2文		前払金の記載方法	債権としての計上	加盟国は…できる	a
第21条		前受金の記載方法	債務としての計上	加盟国は…できる	a
第22条		損益計算書の様式	勘定式 報告式・総原価法 売上原価法	加盟国は…または…を定める	a
第27条第1・2文		簡易損益計算書	規模基準による総括記載	加盟国は…できる	a
第30条第1文		課税額の記載方法	総括記載	加盟国は…できる	3
第33条第1項		評価方法の特例	取得 製作原価評価からの乖離	加盟国は…できる	b1
第33条第2項C第2文	〃		再評価積立金の使用についての規定化	加盟国は…できる	b
第39条第2項第2文		流動資産の評価	借入資本利息の製作原価算入	加盟国は…できる	b
第43条第2項		附属明細書の記載事項	資本参加会社への適用免除	加盟国は…できる	1
第47条第1項第2文		公示対象	営業報告書の除外	国内法は…できる	3
第51条第2項		会計監査	規模基準による監査義務の免除	加盟国は…できる	4
第55条第2項		施行・報告	施行期日の延長	加盟国は…できる	1
第59条第2項C		結合企業の資本に対する持分評価	簿価 自己資本における資本参加対応額	加盟国は…できる	b1
第3項第3文	〃		評価替え	加盟国は…できる	1
第60条第1・2文		投資会社	市場価額による評価、区分記載の免除	加盟国は…できる	1

う表現に加えて、「各加盟国の法規定が……を定めている限り、……認める」という表現の存在も新たに判明したといえる。これらの派生的企業選択権をヴェーバー・ブラウンは、「EU 会計指令の選択権の行使を企業にゆだねるか、またはその国内法への転換の枠内において自らその権利を行使するか、この判断を加盟国に任せる<sup>8)</sup>」選択権と「加盟国が自らその権利を行使してはならず、加盟国の国内法における選択権を企業選択権に移し変えなければならない<sup>9)</sup>」選択権とに区分している。後者の選択権を含意する表現として「加盟国は、……を認めることができる」という表現が見出されているのである。

しかし、これは、一読する限りでは表現上は加

盟国に選択権が与えられているように思える。ところが、「国内法において該当する規定がなければ、加盟国は選択権の移し変えを無視することができる<sup>10)</sup>」という彼の指摘に着目すれば、この表現は加盟国の国内法に既に該当する選択権規定が存在していることを前提として、加盟国が国内法に既存の選択権を企業選択権として認めることを要請していると解釈され得るのである。したがって、この表現は、選択権それ自体の行使が加盟国ではなく、企業に委ねられていることを意味しているといえる。それゆえに、このような表現を含む条項における選択権は、これを派生的企業選択権と呼ぶことの是非はともかくとして、少なくとも実質的には企業側の選択権に属していると考え

表2. 第4号指令における派生的企業選択権に関する条項とその内容

条 項	規 定 内 容	選択権の内容	特徴的表現	種類
第2条第6項	年次決算書の作成	追加情報の開示	加盟国は…認める／定めることができる	c 2
第6条	利益処分または損失処理	決算書の様式の適合	加盟国は…認める／定めることができる	3
第9条 借方 B	勘定式の貸借対照表・資産の部・創業費	無形固定資産（国内法）	国内法が定めている限り…認める	3
第10条 B	報告式の貸借対照表・資産の部・創業費	無形固定資産（国内法）	国内法が定めている限り…認める	3
第20条第2項	危険性引当金および負債性引当金の計上	危険性／負債性引当金の計上	加盟国は…認めることができる	b
第27条	簡易損益計算書	規模基準による総括記載	加盟国は…認めることができる	4
第33条第3項	評価方法の特例	価値修正額の計上・表示	加盟国は…認める／定めることができる	b
第36条	投資会社の評価の特例	価値修正額の相殺表示	加盟国は…認めることができる	5
第37条第1項	研究開発費および暖簾の評価	原則（第34条第1項a）の適用除外	加盟国は…認めることができる	b
第2項	〃	5年超の暖簾の償却	加盟国は…認めることができる	b
第39条第1項C	流動資産の評価	臨時的な価値修正	加盟国は…認めることができる	b
第40条第1項	棚卸資産の評価	計算方法の選定	加盟国は…認めることができる	b
第44条	簡易附属明細書の作成	規模基準による総括記載	加盟国は…認めることができる	4
第45条第1項	附属明細書の記載事項の特例	原則（第43条第1項第2号）への補足	加盟国は…認めることができる	a 3
第2項	〃	原則（第43条第1項第2号）の適用除外	加盟国は…認めることができる	2・4
第47条第2項	公示	規模基準による総括記載	加盟国は…認めることができる	4
第2項b	〃	監査報告書の非公示	加盟国は…認めることができる	4
第3項	〃	規模基準による総括・区分記載	加盟国は…認めることができる	4
第59条第1項	結合企業の資本に対する持分の評価	資本参加関係の記載	加盟国は…認める／定めることができる	b 1
第2項d	〃	算定日	加盟国は…認める／定めることができる	b 1
第6項c	〃	損益計算書への計上	加盟国は…認める／定めることができる	b 1

られるのである。

これに対して、「加盟国は、……を認めるか、あるいは……と定めることができる」という表現は、選択権の行使・不行使の判断を企業に委ねる

か否か、あるいは自らがこの選択権の行使・不行使の判断をおこなうのか否か、これらの判断がすべて加盟国に委ねられていることを意味している。とはいえ、選択の余地は加盟国による権利行

表 3. 第 4 指令における本来の企業選択権に関する条項とその内容

条 項	規 定 内 容	選択権の内容	特徴的表現	種類
第 8 条第 2 文	貸借対照表の様式	貸借対照表の様式を選択	選択を企業に委ねる	a
第 9 条 貸方 C 3	貸借対照表 負債・資本の部 前受金	前受金の貸方計上	…控除されていない限り	b
第 10 条 F 3	〃 〃 〃	〃	…控除されていない限り	b
I 3	〃 〃 〃	〃	…控除されていない限り	b
第 14 条第 1 文	偶発債務の記載	貸借対照表への注記 附属明細書	…または…	a
第 15 条第 3 項 a 第 3 文	資産の記載方法	貸借対照表 附属明細書	…または…	a
第 22 条第 2 文	損益計算書の様式	損益計算書の様式を選択	選択を企業に委ねる	a
第 35 条第 1 項 c aa	固定資産の評価	価値修正額の計上	…され得る	b
第 3 項 b	〃	製作原価への間接的原価の加算	…され得る	b
第 4 項	〃	製作原価への借入資本利息の加算	…され得る	b
第 38 条	簡易評価法	固定数量・固定価額による計上	…され得る	b
第 41 条第 1 項	長期債務における利息の評価方法	長期債務利息の借方計上	…され得る	b
第 43 条第 1 項第 2 号	附属明細書の記載内容	記載事項の省略	…され得る	a
第 59 条第 3 項第 1 文	結合企業の資本に対する持分の評価	評価替え	…され得る	b 1
第 59 条第 9 項	〃	適用除外	…され得る	b 1

使・不行使および企業への権利の委譲の可否のみならず権利委譲の場合の企業による権利行使・不行使にもあるといえる。したがって、このような表現を含む条項における選択権は、加盟国選択権と（派生的）企業選択権とに属していると考えられるのである。

また、新たに見出された「各加盟国の法規定が……を定めている限り、……認める」という表現は、加盟国の国内法規定が定められている時にはその国内法の規定に従うことが容認されており、文意から、もし定められていない時にはそのような特例的措置は認められず、結果として本指令に従うことが要請されていると解釈され得るので、選択の余地は加盟国による国内法の規定化の可否

のみならず規定化されている場合には企業による権利行使・不行使にもあるといえる。それゆえに、このような表現を含む条項における選択権もまた、加盟国選択権と（派生的）企業選択権とに属していると考えられるのである。

したがって、派生的企業選択権には選択の余地が加盟国と企業とに与えられることになる選択権と企業にのみ与えられることになる選択権とがあるといえる。

最後に、本来の企業選択権を含意する表現については、前掲の表現に加えて「その選択を企業に委ねる」あるいは「……され得る」という 2 つの新たな表現が見出され得る。これらの場合には選択の余地は企業にのみ与えられているに過ぎない。

故に、このような表現を含む条項における選択権は本来の企業選択権に属しているといえる。これらはすべて「加盟国がEU会計指令の選択権の行使には一切影響を及ぼさず、その行使がただ企業にのみ委ねられている<sup>11)</sup>」選択権を意味している。

とすれば、ここで着目すべきは、EU会計指令においてヴェーバー・ブラウンが指摘する三種類の選択権について誰がどのレベルで行使する（行使させる）かによって4つのパターンが考えられているということである。つまり、加盟国選択権は、文字通り加盟国によってのみ行使され、本来の企業選択権は、これもまた文字通り企業によってのみ行使される。ところが、派生的な企業選択権については、一方では加盟国の選択権として当事国の判断によって自らが行使するか企業に行使させるかを選択できる—後者では企業側の選択権が生じる—場合と、他方では加盟国には選択権は与えられずに企業に行使させることだけができる場合とが想定されているので、ヴェーバー・ブラウンにあってはこの派生的な選択権は、加盟国選択権と本来の企業選択権との中間的な存在として位置づけられているといえる。とはいえ、この中間的な選択権も権利行使の主体を基準とすれば、結局は加盟国選択権と本来の（この段階では最早このような修飾語は不要ではあるが）企業選択権とに収斂することとなる。ここに留意すべきは、とりわけ加盟国に選択権行使の機会が与えられている派生的な企業選択権を含めた広義の加盟国選択権がこの指令のドイツ国内法への転換に際してどのように行使されたのかということであるが、このことは、次章での検討に委ねることとする。

これまでの検討から、EU会計指令の条項を網羅的に分析することによって、そこに含意されているすべての選択権が抽出され、分類されたものの、これだけではEU会計指令の選択権についての考え方を解明するには不十分といわざるを得ない。何故ならば、問題の発端は、比較可能性と選択権との整合性の如何にあったにもかかわらず、この点については未だ何も解明されてはいないからである。そこで、比較可能性と選択権との整合

性について、特に比較可能性への選択権の影響という視点から検討を加えておかねばなるまい。

この問題の検討に際しても、ヴェーバー・ブラウンの見解が手掛かりとなる。彼によれば、年次決算書の利用者にとって、加盟国における年次決算がどの程度の質を備えているのか、また年次決算情報がどの程度の範囲で比較可能であり、等価となるのかということが重要な意味を持っている<sup>12)</sup>。この重要な関心事が、「(EU)指令によって与えられている選択権に依存している<sup>13)</sup>」のである。このことから、結果としては国内法化されることになるEU会計指令であるとはいえ、そこにおいて選択権がどのように理解されているのかということは、実はその後の国内法化に際しても非常に大きな意味を持っていたことが推察され得る。その場合に特に着目すべき問題は、彼も指摘しているように<sup>14)</sup>、EU会計指令における選択権の種類、比較可能性への選択権の影響、年次決算情報の等価性、加盟国あるいはそこに属する企業による選択権の行使の方法・範囲、という4つの問題であるといえる。

しかし、これらの問題のうち、第一の問題は既に上述の如く解決されているので、ここでの関心は専らヴェーバー・ブラウンの指摘する第二の問題である比較可能性への選択権の影響について、彼がどのように理解しているのかということに他ならない。ところが、この問題は、年次決算の一般的な目的<sup>15)</sup>として比較可能性と等価性とを対等に措定している彼にあっては、年次決算情報の等価性という問題とも密接に関連していると考えられるので、ここでは、これらの問題をまとめて検討することとする。彼によれば<sup>16)</sup>、加盟国選択権と派生的な企業選択権のうちの比較可能性および等価性に影響を及ぼさない選択権に関わる規定としては、(1)将来の調整に委ねられた規定、(2)EU会計指令の最低限の要求を超えた規定、(3)情報の種類・内容を歪めないようなその記載場所についての規定、(4)小規模・中規模企業のための保護条項と特別規定、(5)特定の専門分野のための特別規定、の存在が指摘されている。彼のこの分類法に則してこれを前掲の表1から表3に付け加えた



ものが各表の右端にある「種類」欄の算用数字1～5の表示である。この1～5の表示が前述の(1)から(5)の各規定に対応していることはいうまでもない。彼は、これらの各規定群に属する個々の規定を分析した結果として、これらの諸規定、したがってそこに含まれている選択権は、年次決算書の比較可能性と等価性について何らの重大かつ持続的な影響も及ぼさないと結論を導き出しているのである。とすれば、もう一方の比較可能性および等価性に影響を及ぼす選択権に関わる規定には、どのような規定が含まれるのであろうか。彼は、これを次のような三つのグループに分類している<sup>17</sup>。それらは、(a)区分・表示選択権についての規定、(b)計上・評価選択権についての規定、(c)開示選択権についての規定という三種類の選択権に関する規定群である。彼のこの分類法に則してこれを前掲の表1から表3に付け加えたものが各表の右端にある「種類」欄のアルファベットa～cの表示である。このa～cの表示が前述の(a)～(c)の各規定に対応していることはいうまでもない。これらの規定において認められている選択権は、行使レベルの違いという観点からみれば、加盟国レベルの選択権行使・不行使に属する選択権と企業レベルの選択権行使・不行使に属する選択権に区別される。しかも、本来の企業選択権については前述の如くEU会計指令の国内法への転換に際しては、加盟国の立法者がこれらの選択権の転換あるいは適用にあたって何の影響も及ぼすことを得ないために、まさに企業の意思決定下に置かれている選択権であることから、すべて企業レベルのそれと考えられ得る。とはいえ、行使レベルの如何にかかわらず、これらの選択権は、すべて何らかの形で国内法と関わっていることに着意すれば、これらの選択権についての詳細な検討こそがここでの主たる課題でなければならぬことがわかる。その際、ここではドイツ国内法としての会計指令法上の選択権が検討されればそれで十分であるといえる。何故ならば、加盟国レベルの選択権行使・不行使の結果はすべて国内法としての会計指令法に反映されている筈であり、また企業レベルの選択権については立法者側にはこれら

の選択権について行使・不行使に介入の余地はなく、EU会計指令のレベルにおける選択権の容認姿勢がそっくりそのまま国内法にも継受されることが加盟国には義務づけられているからである。つまり、加盟国レベルの選択権も企業レベルのそれも国内法において明文化されている筈であり、もし明文化されていないものがあるとしても、それは明文化しないように選択権が行使されたか、あるいは選択権が行使されなかったことによって明文化されていないのか、のいずれかに他ならないと考えられ得るからである。したがって、ドイツ国内法におけるこれらの選択権についての検討が次章での中心的な課題といえる。

しかし、その前にヴェーバー・ブラウンが指摘している最後の問題である加盟国あるいはそこに属する企業による選択権の行使の方法・範囲についても言及しておく必要がある。この問題は、実は単独に検討されるような性質のものではなく、前述の各種の選択権と密接に関わっている、というよりもむしろ表裏一体のものであるといえる。したがって、この問題も国内法のレベルにおいて同時に検討すべきものであると考えられることから、先の問題とあわせて次章での検討にゆだねることとする。

かくして、これまでの検討ではヴェーバー・ブラウンの見解に新たな着想を得て、EU会計指令における選択権の種類およびその行使レベルに着目することによって、どのような選択権が国内法化の際に問題となり、特に年次決算書の比較可能性および等価性に影響を及ぼす選択権としてどのようなものが規定されることになるのかが明らかとなった。それでは、これらの選択権は、EU会計指令がドイツ国内法化される際に、どのように継受されたのであろうか。

### 3. ドイツにおいて国内法化された選択権 —EU会計指令からの継受

EU会計指令の国内法化は、各加盟国において程度の差こそあれそれぞれに紆余曲折を経たようであるが、ドイツにおける国内法化はどの加盟国にも増して相当な難事業であったといえる<sup>18</sup>。こ

のことは、当該指令の制定が1978年であったにもかかわらず、以来国内法化に至るまでに約7年の年月を要したことから容易に推察され得る。ドイツにおいては、このEU会計指令は、既述の如く会計指令法という名の下に1985年12月24日に公布され1986年12月31日以降に始まる事業年度より適用を開始することで決着した<sup>19</sup>。ドイツにおいてその公布までに長期間を費やした大きな理由として、シュミーレヴィッチ (Chmielewicz, Klaus) は<sup>20</sup>、第4号指令のみならず第7号指令および第8号指令もすべて一緒にドイツ法に転換したいという願望があったこと、加盟国に認められている立法上の選択権をどのように行使するのが争点となっていたこと、これらの指令の最低限規制を超える規定を設けるべきか否か、また設ける場合にはどの程度まで設けるべきかという疑問を抱いていたこと、租税負担の増大に繋がらないように国内法への転換をおこなうべきという議論があったこと、そして国内法への転換の基本構想について意見が分かれていたことを指摘している。とりわけ法制度における調整が大きな障壁となっていたことは、このEU会計指令の国内法化と同時に株式法における会計規定を商法に統合しようとしていたことなどからも窺い知ることができるであろう。このような統合を意図した会計指令法の制定は結果として商法の大改正およびその他の関連法規の改正をも視野に入れた大事業にならざるを得なかったのである。

それでは、そのような経緯の下で漸く制定されることとなったドイツ会計指令法において既述の選択権はどのように規定されているのであろうか。この検討のためには、この会計指令法の規定それ自体を手掛かりとする以外には、方途は開かれていないことは明白である。しかも、ここで看過してはならぬことは、会計指令法は、それ自体が独立した一つの法律として存在するわけではなく、いわゆる「条項法 (Das Artikelgesetz)」という形態によって、商法第3編を中心として、あわせて39もの法律の改正と、一つの新法と5つの新規則の制定とを経て形成されていることである<sup>21</sup>。とすれば、ここでの課題は、われわれの間

題意識に照らせば、EU会計指令における各種の選択権がドイツ会計指令法においてはどのように規定されているのかを明らかにすることでなければならない。このことによって、どの選択権がEU会計指令に由来しているのか、またどの選択権がドイツ国内法に固有のものであるのかが解明されることになる。

そこで、既に前章において明らかとなっている選択権に関するEU会計指令の条項とこれに対応するドイツ会計指令法の条項の有無を確認しておくことがその結果からみても有益であると思われるので、これを一覧できるようにまとめてみると表4-1、表4-2および表4-3のようになる。この三種類の表は、前章における三種類の選択権にそれぞれ対応している。したがって、表4-1からは加盟国選択権の行使・不行使の状況を読み取ることができる。また、表4-2からは派生的企業選択権の行使・不行使あるいはその導入の状況を読み取ることができる。そして、表4-3からは本来の企業選択権の導入の状況を読み取ることができる。これらの表によって、一瞥の下に少なくともEU会計指令における選択権を含意する条項がドイツ会計指令法のどの条項と対応しているのかがわかる。それだけではなく、更にこの表からEU会計指令に由来する加盟国選択権がドイツにおける国内法化に際してどのように行使されたのか、あるいは行使されなかったのかということが明らかとなったといえる。

ここに注意すべきは、いずれの選択権についても国内法に転換されていないものがあるということである。このことは、条項の文言に見られる特徴的表現を手掛かりとして、企業側に与えられていると判断された—したがって、加盟国には介入の余地がないと考えられていた—選択権が加盟国の立場にあるドイツ立法当局の介入によって転換されなかったことを意味しているといえる。つまり、本来の企業選択権といえども、結局は加盟国の立法当局の判断が先行要件となっており、これが満たされたときに初めて企業選択権が発生すると考えられ得るのである。

更に注目すべきは、加盟国選択権の行使によっ

表 4-1. EU 会計指令の加盟国選択権条項とドイツ会計指令法の該当条項との対応関係

(1)EU 会計指令の条項	(2)ドイツ会計指令法の条項	(3)(2)の特徴的表現
第 1 条第 2 項	第 25 条 a 以下 KWG (注 1) 第 55 条以下 VAG (注 2)	…されなければならない …しなければならない
第 2 条第 5 項第 3 文	明文を以っては転換されず	
第 4 条第 1 項第 4 文	第 266 条第 1 項 第 275 条第 1 項 第 265 条第 5 項	…しなければならない …または…しなければならない …認められる
第 2 項第 2 文	第 265 条第 6 項	…しなければならない
第 3 項	第 265 条第 7 項	…できる
第 4 項第 2 文	第 265 条第 2 項	…しなければならない
第 5 条第 1 項	転換されず	
第 8 条	第 266 条	…しなければならない
第 9 条	第 266 条	…しなければならない
第 10 条	転換されず	
第 17 条第 2 文	第 271 条第 3 文	…を超えるものは…みなされる
第 18 条第 2 文	第 268 条第 4 項第 2 文	…しなければならない
第 21 条	第 250 条第 2 項 第 268 条第 5 項第 3 文	…されなければならない …されなければならない
第 22 条	第 275 条第 1・2・3 項	…しなければならない
第 30 条第 1 文	第 275 条第 2・3 項	…しなければならない
第 33 条第 1 項	転換されず	
第 33 条第 2 項 C 第 2 文	転換されず	
第 39 条第 2 項第 2 文	第 255 条第 3 項 第 284 条第 2 項第 5 号	…認められる …しなければならない
第 43 条第 2 項	転換されず	
第 47 条第 1 項第 2 文	〃	
第 51 条第 2 項	第 267 条第 1 項 第 316 条第 1 項第 1 文	…をいう …されなければならない
第 55 条第 2 項	第 23 条第 1・3 項 EGHGB (注 3)	…されなければならない
第 59 条第 2 項 C	転換されず	
第 3 項第 3 文	転換されず	
第 60 条第 1・2 文	転換されず	

(注 1) : Gesetz über das Kreditwesen (銀行法)

(注 2) : Gesetz über die Beaufsichtigung der privaten Versicherungsunternehmen (Versicherungsaufsichtsgesetz) (保険監視法)

(注 3) : Einführungsgesetz zum Handelsgesetzbuch (商法典施行法)

(出典) Herbert Biener, Wilhelm Berneke, Bilanzrichtlinien-Gesetz, Düsseldorf 1986 年, 801-830 頁および Lothar Schruff (Hrsg.), Entwicklung der 4. EG-Richtlinie, Düsseldorf 1986 年, 巻末資料より作成。

表 4-2. EU 会計指令の派生的企業選択権条項とドイツ会計指令法の該当条項との対応関係

(1)EU 会計指令の条項	(2)ドイツ会計指令法の条項	(3)(2)の特徴的表現
第 2 条第 6 項	なし	
第 6 条	第 268 条第 1 項	…できる
第 9 条 借方 B	第 266 条	…しなければならない
第 10 条 B	転換されず	
第 11 条	第 266 条第 1 項第 3 文 第 267 条第 1 項 第 268 条第 4 項第 1 文 第 5 項第 1 文	…すればよい …をいう …しなければならない …しなければならない
第 20 条第 2 項	第 249 条第 2 項	…認められる
第 27 条	第 267 条第 1・2 項 第 276 条	…をいう …できる
第 33 条第 3 項	転換されず	
第 36 条	転換されず	
第 37 条第 1 項	転換されず	
第 2 項	第 255 条第 4 項第 3 文	…できる
第 39 条第 1 項 C	第 253 条第 3 項第 3 文 第 277 条第 3 項第 1 文	…認められる …または…しなければならない
第 40 条第 1 項	第 256 条	…できる
第 44 条	第 267 条第 1 項 第 288 条第 1 文	…をいう …には及ばない
第 45 条第 1 項	第 287 条 第 286 条第 3 項第 1 文	…できる …できる
第 2 項	第 286 条第 2 項	…できる
第 47 条第 2 項	第 267 条第 1 項 第 326 条	…をいう …されなければならない／…には及ばない
第 2 項 b	第 267 条第 1 項 第 326 条	…をいう …されなければならない／…には及ばない
第 3 項	第 267 条第 2 項 第 327 条	…をいう …されなければならない
第 59 条第 1 項	転換されず	
第 2 項 d	転換されず	
第 6 項 c	転換されず	

(出典) Herbert Biener, Wilhelm Berneke, Bilanzrichtlinien-Gesetz, Düsseldorf 1986 年, 801-830 頁  
および Lothar Schruff (Hrsg.), Entwicklung der 4. EG-Richtlinie, Düsseldorf 1986 年, 巻末資料より作成。

表 4-3. EU 会計指令の企業選択権条項とドイツ会計指令法の該当条項との対応関係

(1)EU 会計指令の条項	(2)ドイツ会計指令法の条項	(3)(2)の特徴的表現
第 8 条第 2 文	第 266 条	…しなければならない
第 9 条 貸方 C 3	第 268 条第 5 項第 1・2 文	…しなければならない
第 10 条 F 3	転換されず	
I 3	転換されず	
第 14 条第 1 文	第 251 条 第 268 条第 7 項	…されなければならない …しなければならない
第 15 条第 3 項 a 第 3 文	第 268 条第 2 項	…しなければならない
第 22 条第 2 文	第 275 条第 1・2・3 項	…しなければならない
第 35 条第 1 項 c aa	なし	
第 3 項 b	なし	
第 4 項	第 255 条第 3 項	…認められる
第 38 条	第 256 条	…できる
第 41 条第 1 項	第 250 条第 3 項	…認められる
第 43 条第 1 項第 2 号	第 285 条第 11 号 第 286 条第 3 項第 1 文第 1 号 第 2 文	少なくとも… …できる …できる
第 59 条第 3 項第 1 文	転換されず	
第 9 項	転換されず	

(出典) Herbert Biener, Wilhelm Berneke, Bilanzrichtlinien-Gesetz, Düsseldorf 1986 年, 801-830 頁

および Lothar Schruff (Hrsg.), Entwicklung der 4. EG-Richtlinie, Düsseldorf 1986 年, 巻末資料より作成。

て規定化された場合には、予想に違わずほとんどのものが強行規定となっていることが当該条項の特徴的表現から明らかとなること、また派生的企業選択権の場合にも、予想されたように強行規定と任意規定とが混在していることが当該条項の特徴的表現から明らかとなること、ところが本来の企業選択権の場合には予想に反して任意規定のみならず強行規定も見出されることが当該条項の特徴的表現から明らかとなることである。

これまでの検討から、ドイツ会計指令法において EU 会計指令から受け入れられたとみなされる選択権が具体的にどのようなものであるのか、そしてそれがどの条項として存在しているのかということが明らかとなった。とはいえ、ドイツ会計指令法における選択権がこれだけしかないと判断することは早計の誇りを免れない。何故ならば、

ここでは EU 会計指令を基準として、その中から選択権に関する条項を抽出し、これと対応関係にあるとみなされ得るドイツ会計指令法上の条項を検出したに過ぎないので、ドイツ会計指令法において網羅的な検出作業がおこなわれたわけではないからである。したがって、ここでは、ドイツ会計指令法の国内法化に際して EU 会計指令から継受された選択権の存在を一応は明かにしたものの、ドイツ会計指令法における選択権の全体像が明らかになるところまでには至っていないといわざるを得ない。

#### 4. ドイツ会計指令法に固有の選択権

前章において、EU 会計指令の条項とドイツ会計指令法の条項との対応関係が解明されたことに

よって、ドイツ会計指令法の条項のうちの EU 会計指令に由来すると考えられる条項が特定されたといえる。しかし、前章末に指摘したように、ここに至るまではドイツ会計指令法を網羅的に検討したわけではないので、ドイツ会計指令法に固有の選択権が見過ごされているといえる。そこで、ここでは、このドイツ会計指令法に固有の選択権の抽出が試みられなければならない。

その場合の唯一の手掛かりは会計指令法における個々の条項の文言である。つまり、着目すべきは EU 会計指令の条項の分析と同様にドイツ会計指令法における各条項の特定の表現に他ならない。実はこのことは、わが国の商法等の法規定を分析する場合にも重要な手掛かりとなり得る<sup>22</sup>のであるが、とりわけ、次のような表現に注目することが肝要であろう。すなわち、「……コトヲ要ス、但シ……コトヲ得」、「コトヲ得此ノ場合ニ於テハ……ヲ要ス」、「……ニ限り……コトヲ得」、「ヲ限度トシテ……コトヲ得」あるいは「……ヲ得、但シ……ニ限ル」という類のわが国商法に見られる表現に相当するドイツ会計指令法上の表現が看過されてはならない。

このような観点からドイツ会計指令法の条項を分析した結果をまとめたものが表 5 である。ここに列挙された条項は、ドイツ会計指令法、とりわけ商法規定を中心として、その規定上の表現を唯一の手掛かりに抽出された選択権を含意していると考えられる任意規定に他ならない。もちろん、既に表 4—1、表 4—2 および表 4—3 において示されている任意規定もまたドイツ会計指令法において選択権を含意する規定であることはいうまでもないが、これらは EU 会計指令に由来していると考えられるのでこの表 5 には含まれていない。つまり、ドイツ会計指令法における選択権に関連する規定は、表 4—1、表 4—2、表 4—3 および表 5 に示されているすべての任意規定であり、選択権はすべてそこに含意されているといえる。ここに至って、表 5 からドイツ会計指令法に固有の選択権に関する諸規定とそこに含意されている選択権の内容が明らかとなったのである。

これらの選択権の分類方法は実に多様である

が、今後の分析に役立たせるために、ここに一応の区別を付けておくことが肝要であるように思われる。その際に、ここにはヴェーバー・ブラウンの分類基準は当てはまらない。何故ならば、彼の分類の対象は EU 会計指令であり、ここでの分類対象はドイツ会計指令法であり、両者の対象が全く異なるからである。そこで、ここではその分類基準を、ジーゲル (Siegel, Theodor) の見解<sup>23</sup>に求め、これに従って分類してみると、表 5 の右端の「種類」欄に示されているような結果が得られる。彼によれば<sup>24</sup>、選択権には(イ)決算書作成選択権、(ロ)評価選択権および(ハ)表示選択権の 3 種類がある。つまり、表 5 の「種類」欄におけるイ～ハは、これらの選択権をそれぞれ表しているのである。彼は、これらがすべて「明示的な選択権<sup>25</sup>」であるという。

とはいえ、表 5 の「種類」欄から明らかなように、この基準によってすべての選択権が網羅されているわけではない。この分類基準から洩れる選択権として 3 つのものがあるが、これらは記録手段・保存手段・作成猶予期間に関する選択権であり、年次決算書の内容には影響を及ぼすわけではない。したがって、彼がこれらの選択権を考慮に入れずに、前掲の三分類にまとめたとしても、そこにはそれなりの合理性が見出されるといえる。つまり、彼の分類基準と彼の定めた選択権の範疇とは整合性がある筈なのである。

もちろん、ここでは彼の基準をあくまでも一応の分類基準として援用しているに過ぎないので、そこから洩れるものを選択権の範疇から除外するという考え方は、全く無縁のものでなければならない。彼の分類基準とここに明かになった選択権の範疇とが整合していないということ——選択権の分類が論者により多様であることの理由が実は各論者の選択権の範疇に相違があることに気付くべきであろう——は、当然の結果であるともいえる。そしてまた、ここに新たな課題が明確になったともいえる。すなわち、これまでの分析・検討によってその存在が確認された選択権をすべて網羅するような新たな分類基準を発想することである。これによって、選択権の全体像がより一層体

表 5. ドイツ会計指令法における選択権に関する条項とその内容

条項	規定内容	選択権の内容	特徴的表現	種類
第239条第4項第1文	商業帳簿の記帳	帳簿の様式	…でも…でも…できる。但し…限る	
第240条第3項第1文	財産目録	固定数量・価額による評価	…の場合…できる。但し…限る	ロ
第4項	々	同種・同価値の棚卸資産のグループ化	…できる	ロ
第241条第1項第1文	棚卸簡便法	一般的な統計的方法による 在高確定	…認められる	ロ
第247条第3項第1文	貸借対照表の内容	税目的により許容される貸 方項目の計上	…認められる	イ
第249条第1項第3文	引当金	未実施の修繕費に対する引 当金の設定	…認められる	イ
第250条第1項第2文	計算区分項目	費用とみなされる税金の借 方計上	…認められる	ロ
第252条第2項	一般的評価原則	例外的な場合の基本原則か らの乖離	…認められる	ロ
第253条第2項第3文	資産および負債の計上価額	計画外減価償却	…できる	ロ
第4項	々	減価償却	…認められる	ロ
第5項	々	より低い評価額の維持	…認められる	ロ
第254条	税法上の減価償却	税法上容認される減価償却 に基づく評価	…できる	ロ
第255条第4項第1文	取得原価および製造原価	派生的企業価値の借方計上	…認められる	イ
第257条第3項	証拠書類の保存・保存期間	保存手段	…の場合…できる	
第269条第1文	事業経営の開業費および拡張費	貸借対照表の借方への計上	…限り…認められる	イ
第272条第1項第3文	自己資本	催告済みの未払込出資金の 控除表示	…認められる	ハ
第3項	々	利益準備金の表示	…認められる	ハ
第4項第2文	々	自己持分準備金の取り崩し	…限り…認められる	ロ
第3文	々	利益準備金からの自己持分 準備金の設定	…限り…認められる	イ
第273条第1文	準備金部分を有する特別項目	この特別項目の設定	…限り…認められる	イ
第274条第2項第1文	租税の期間区分	貸借対照表の借方への潜在 的租税の計上	…の場合…認められる	イ
第279条第1項第1文	規定の適用除外、減価償却	財務固定資産の減価償却	…の場合…認められる	ロ
第2項	々	第254条による減価償却	…限り…認められる	ロ
第280条第2項	価値回復命令	増額記入の無視	…の場合…できる	ロ
第281条第1項	税法規定の考慮	償却記入の方法	…認められる	ロ
第282条	事業経営の開業費および拡張費	減価償却の大きさ	少なくとも4分の1	ロ

系的に理解されるようになる筈である。

## 5. 結びに代えて

これまでの検討から、ドイツ会計指令法においてEU会計指令に由来している選択権にはどのようなものがあり、また当該法に固有の選択権としてはどのようなものがあるのかということが既に明らかになっている。ここでは、現行のドイツ会計指令法における選択権の存在理由を専らその成因の視点から検討するために、EU会計指令の国内法化を契機として商法等の大改正を経て現行の会計指令法が制定されたというプロセスに着目することによって、選択権の由来の違いを説明することができた。このことによって、当面の課題であったドイツ会計指令法における選択権の由来と全体像とを説明するという本稿の使命を果たすことはできたといえる。

ここで留意すべきは、選択権に関連して幾度となく登場した「国内法が定める（認める）限り…」あるいはこれに類する文言の意味である。特に着意すべきは、EU会計指令の国内法化に際して既存の国内法がどのように考慮されたのかということである。つまり、国内法（における規定）の有無を前提とする場合には、加盟国の選択権行使・不行使にあたってはそのような法規定の有無は大きな問題であるといえる。何故ならば、厳密に考えれば国内法（における規定）が既に存在するかあるいは存在しないことは当初から明白であり、これを前提条件として加盟国選択権が行使・不行使されることになれば、自ずと選択権の範囲は狭められることになるからである。

尤も、現実にはドイツにおける会計指令法の制定プロセスから明らかなように、EU会計指令の国内法化と既存の国内法（における規定）の改正とは同時におこなわれていることから、本来EU会計指令において認められていた加盟国選択権の行使・不行使にあたっては、旧来からの国内法（における規定）の存在が前提となっていたわけではないといえる。したがって、加盟国選択権の行使・不行使の機会は最大限柔軟に与えられてい

たのである。とすれば、EU会計指令の国内法化の時点において、旧来の国内法（における規定）が存在している場合と旧来の国内法（における規定）が存在していない場合、後者にあつては国内法化と同時に新たに国内法（における規定）が設けられ場合と最終的に何も設けられなかった場合が想定されることになる。

このように国内法（における規定）の有無にもいくつかの段階があるとすれば、これは当然に選択権の成因にも影響を及ぼすことになる。つまり、国内法において転換時に誕生した新たな選択権と旧法規定からの継承による選択権という分類が可能になるということである。ここではこのような分類の存在を指摘するだけにとどめておくが、ドイツ会計指令法における選択権の由来が何であれ、このような観点による分類法もあることが看過されてはならない。

また、ここに列挙した選択権はすべて「明示的选择権」であり、「暗示的选择権<sup>26</sup>」には論及していない。さらには、会計政策の観点からは、「裁量余地」あるいは「測定余地」の問題も選択権と密接に関わっているといえるが、ここではこのことにまでは立ち入っていない。これらの問題は、選択権と年次決算書の比較可能性との問題を考えるにあたっては避けては通れない問題であるといえる。更には、冒頭に指摘したように、ここでの考察範囲は個別決算に関する選択権に限定されていたこと、また立法者の立場が考察の対象から外れていることを想起すれば、ここでの手法を連結決算に関する選択権にも当てはめることによってそこにはどのような選択権の存在が明らかとなるのか、そして選択権をめぐる立法者側の論理とは一体いかなるものであるのか、という問題も依然として残っていると看做されるを得ない。

1 例えば、ベトゲは、正規の簿記の諸原則の一つとして「比較可能性の原則」を挙げている。Baetge, Jörg, Bilanzen 第4版, Düsseldorf 1996年, 94頁。

2 このことは、選択権の分類・体系についての見解が多様であり、しかも具体的な選択権についての列挙事例の多様さから容易に推断できる。しかも、選択権という概念は、「正規の簿記の諸原則」などと同様に「不確定の法概念 (unbe-



- stimmter Rechtsbegriff, unbestimmter Rechts- oder Gesetzesbegriff)」の一つとみなされている。Theodor Siegel, Wahlrecht (Ulrich Leffson, Dieter Rückle, Bernhard Großfeld (Hrsg.), Handwörterbuch unbestimmter Rechtsbegriffe im Bilanzrecht des HGB, Köln 1986 年, 417-427 頁所収)。
- 3 この指令の制定当時は、欧州共同体 (EC) であったために厳密には「EC 指令」と呼ぶべきであるが、その欧州共同体は、1993 年の欧州連合 (EU) の発足に伴い名称を変更しているため、ここではこの名称を使用して「EU 指令」と呼ぶことにする。
- 4 この法律名称の邦訳は、統一されているわけではない。詳しくは、拙稿を参照されたい。奥山茂, ドイツ会計原則の体系——「正規の簿記の諸原則」への解釈学的アプローチ——, 商経論叢 (神奈川大学経済学会) 第 35 巻第 4 号, 39—103 頁所収, 46 頁 (第 1 章注 8)。
- 5 Weber-Braun, Elke, Umsetzung der Richtlinien in den EU-Mitgliedstaaten (Küting, Karlheinz / Weber, Claus-Peter, Handbuch der Rechnungslegung: Kommentar zur Bilanzierung und Prüfung Band I a 第 4 版, Stuttgart 1995 年, 3—24 頁所収), 9 頁。なお、旧版ではあるが、この文献の邦訳に匹敵するほどに、これを詳しく紹介したものとして、稲見亨, EC 第 4 号指令の加盟国国内法化と選択権 (商学論集 [西南学院大学], 第 42 巻第 3・4 号, 331—351 頁所収) がある。
- 6 Weber-Braun, Elke, Umsetzung der Richtlinien in den EU-Mitgliedstaaten (Küting, Karlheinz / Weber, Claus-Peter, Handbuch der Rechnungslegung (前掲)), 9 頁。
- 7 Weber-Braun, Elke, Umsetzung der Richtlinien in den EU-Mitgliedstaaten (Küting, Karlheinz / Weber, Claus-Peter, Handbuch der Rechnungslegung (前掲)), 10 頁 (表 5)。
- 8 Weber-Braun, Elke, Umsetzung der Richtlinien in den EU-Mitgliedstaaten (Küting, Karlheinz / Weber, Claus-Peter, Handbuch der Rechnungslegung (前掲)), 10 頁 (表 5)。
- 9 Weber-Braun, Elke, Umsetzung der Richtlinien in den EU-Mitgliedstaaten (Küting, Karlheinz / Weber, Claus-Peter, Handbuch der Rechnungslegung (前掲)), 10 頁 (表 5)。
- 10 Weber-Braun, Elke, Umsetzung der Richtlinien in den EU-Mitgliedstaaten (Küting, Karlheinz / Weber, Claus-Peter, Handbuch der Rechnungslegung (前掲)), 10 頁 (表 5)。
- 11 Weber-Braun, Elke, Umsetzung der Richtlinien in den EU-Mitgliedstaaten (Küting, Karlheinz / Weber, Claus-Peter, Handbuch der Rechnungslegung (前掲)), 10 頁 (表 5)。
- 12 Weber-Braun, Elke, Umsetzung der Richtlinien in den EU-Mitgliedstaaten (Küting, Karlheinz / Weber, Claus-Peter, Handbuch der Rechnungslegung (前掲)), 9 頁 (括弧—奥山)。
- 13 Weber-Braun, Elke, Umsetzung der Richtlinien in den EU-Mitgliedstaaten (Küting, Karlheinz / Weber, Claus-Peter, Handbuch der Rechnungslegung (前掲)), 9 頁 (括弧—奥山)。
- 14 Weber-Braun, Elke, Umsetzung der Richtlinien in den EU-Mitgliedstaaten (Küting, Karlheinz / Weber, Claus-Peter, Handbuch der Rechnungslegung (前掲)), 9 頁。
- 15 Weber-Braun, Elke, Umsetzung der Richtlinien in den EU-Mitgliedstaaten (Küting, Karlheinz / Weber, Claus-Peter, Handbuch der Rechnungslegung (前掲)), 11 頁。
- 16 Weber-Braun, Elke, Umsetzung der Richtlinien in den EU-Mitgliedstaaten (Küting, Karlheinz / Weber, Claus-Peter, Handbuch der Rechnungslegung (前掲)), 12—15 頁。
- 17 Weber-Braun, Elke, Umsetzung der Richtlinien in den EU-Mitgliedstaaten (Küting, Karlheinz / Weber, Claus-Peter, Handbuch der Rechnungslegung (前掲)), 16 頁。
- 18 このことは、必ずしもドイツに限った現象ではなかった。この第 4 号指令を国内法として公布すべき期限が、1980 年 7 月 31 日に設定されていたが、当該指令制定当時の加盟国 (ドイツ、フランス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、イギリス、デンマーク、アイルランド) は、この期限を守れなかった。
- 19 Deutsche Bundestag, Drucksache 10 4268, 1985 年。
- 20 Chmielewicz, Klaus, EC 指令国内化についての諸問題 (黒田全紀 (編), 解説西ドイツ新会計制度—規制と実務, 同文館 1987 年, 26—28 頁所収), 26—27 頁。
- 21 Biener, Herbert, Die gesellschafts- und bilanzrechtlichen Gesetze nach Änderung durch das Bilanzrichtlinien-Gesetz: BiRiLiG. Köln 1986 年, 17 頁。ビーナーによれば、この会計指令法の制定に伴って、改正された 39 の法律のうち、特に 8 つの法律、すなわち商法、株式法、有限会社法、共同組合法、開示法、経済監査人規則、銀行法、および保険監視法は本質的に改正された。
- 22 日本会計研究学会スタディ・グループ (秋月信二・大島美留・岡村勝義・奥山茂・倉地幹三・森藤一男) による「制度会計論の課題と方法 最終報告 (1992 年 9 月 11 日—日本会計研究学会第 51 回全国大会 [札幌学院大学])」において、わが国商法の条文中の文末表現に着目した分析方法が見出される。
- 23 Theodor Siegel, Wahlrecht (Ulrich Leffson, Dieter Rückle, Bernhard Großfeld (Hrsg.), Handwörterbuch unbestimmter Rechtsbegriffe im Bilanzrecht des HGB (前掲)), 417—427 頁。
- 24 Theodor Siegel, Wahlrecht (Ulrich Leffson, Dieter Rückle, Bernhard Großfeld (Hrsg.), Handwörterbuch un-

stimmter Rechtsbegriffe im Bilanzrecht des HGB (前掲)), 418・419 頁。

- 25 Theodor Siegel, Wahlrecht (Ulrich Leffson, Dieter Rückle, Bernhard Großfeld (Hrsg.), Handwörterbuch unbestimmter Rechtsbegriffe im Bilanzrecht des HGB (前掲)), 419 頁。

- 26 ジーゲルはシュミーレビッチを引用してこのような選択権の存在を指摘している。Theodor Siegel, Wahlrecht (Ulrich Leffson, Dieter Rückle, Bernhard Großfeld (Hrsg.), Handwörterbuch unbestimmter Rechtsbegriffe im Bilanzrecht des HGB (前掲)), 419 頁。